

事業主のみなさまへ

「労働保険の年度更新」のお知らせ

平成31年度の労働保険の年度更新手続きは、

「6月3日（月）から7月10日（水）」までに
お願いいたします。

労働保険（労災保険及び雇用保険）の年度更新（平成30年度確定保険料、平成31年度概算保険料及び一般拠出金の申告・納付）手続きは、6月1日から7月10日までの期間に行う必要があります。

年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うよう各事業主様へ送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら、7月10日（水）までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがありますのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

群馬労働局総務部労働保険徴収室

TEL：027-896-4734

または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ